

「都市計画に関する基本的な方針（第3次宇都宮市都市計画マスタープラン）」（一部見直し素案）
及び「市街化調整区域の整備及び保全の方針」（一部見直し素案）に関する
パブリックコメントについて

1 パブリックコメントの実施状況

(1) 意見の募集期間 令和6年7月11日（木）～8月2日（金）

(2) 意見の応募者数 1名
意見数 6件

(3) 提出方法の内訳

	郵送	ファクシミリ	Eメール	持参	計
人数	0	0	1	0	1

2 意見の処理状況

区分	処理区分	件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画に盛り込むもの	0件
B	意見の趣旨等は、計画に盛り込み済みと考えるもの	3件
C	計画の参考とするもの	0件
D	計画に盛り込まないもの	0件
E	その他、要望・意見等	3件
計		6件

No.	区分	意見の概要	意見に対する市の考え方
1	B	近年の酷暑やゲリラ豪雨等の気象状況の対策として、街路樹を植えるほか、馬場町から上河原辺りの大通り沿いの歩道のように屋根をつけることを検討してほしい。	街路樹につきましては、「都市計計画マスタープラン」の「地域別構想」において、中央地域の「地域整備方針（緑のネットワークの方針）」として、都心部では、個性とうるおいのある都市空間や魅力ある都市景観の形成のため、公共施設や民有地内の緑化を進めることとしております。 歩道上の屋根につきましては、大通り沿いのアーケードは、老朽化による安全性の確保や景観上の問題から、所有者様や商店街の皆様が撤去してきたものです。なお、本市におきましては、「都心部まちづくりプラン」等を策定し、建物の低層階の壁面後退や滞在・休憩のできる空間の拡充による街路空間の居心地の向上に取り組んでいるところです。

2	E	<p>LRTとバスとの乗り継ぎについて、現在、横断歩道をわたることになっており、天候に左右されない安全策を検討してほしい。また、信号も夜間においてもボタン等で音声が出るように配慮してほしい。</p>	<p>LRTやバス等の公共交通の乗り継ぎにつきましては、トランジットセンターの整備に当たり「歩かせない・待たせない・濡らさない」工夫を第一に考え、移動距離が短いことやバリアフリー化、季節・天候・時刻に左右されないこと等に配慮することとしており、いただいた御意見につきましては、今後、JR宇都宮駅西側のライトラインの検討に当たり、待ち空間の安全・安心や快適性の更なる向上に向けて、参考とさせていただきます。</p> <p>また、信号の夜間におけるボタン等による音声の案内に係る御意見は、信号を設置・管理している栃木県警に情報提供いたします。</p>
3	B	<p>まちなかには古い建物が多いが、金太郎飴のようなまちづくりではなく、宇都宮の特色でもある大谷石・歴史のある大谷石蔵等を残す取組をしてほしい。</p>	<p>中心市街地に所在する大谷石蔵や石塀につきましては、本市独自の貴重な歴史的・文化的資源として認識しており、引き続き、所有者様や地元の皆様からの協力をいただきながら、「都市計画マスタープラン」の「全体構想」における「都市景観形成の方針」に基づき、これらの歴史的建造物等を生かした風格ある歴史文化景観の形成に努めてまいります。</p>
4	B	<p>まちなかで買い物をする場所が限られている。旧パルコ等も空きビルになっており、日々の買い物をする場所の誘致が必要である。また、まちなかで建物の建替えをすると防火地域であることから鉄骨造となり工事費も高く、家賃も高額になってしまうため、補助などの制度を考えてほしい。</p>	<p>まちなかのにぎわいの創出や生活環境の形成につきましては、「都市計画マスタープラン」の「全体構想」において、中心市街地を「都市拠点」と位置付け、身近な生活サービス機能等の誘導・集積などに取り組むこととしていることに加え、「都心部まちづくりプラン」においても、買い物をはじめ通院、住まい、福祉・子育て支援など、便利なまちの機能を充実させていくこととしております。</p> <p>また、大通り沿いに新たに建設される建物への飲食店や物販店等などの立地を促進するため、「優良建築物等整備事業」など、まちの機能の導入に係る費用を補助する制度を設けております。</p> <p>まちなかに住まわれる方への家賃等の補助につきましては、中心市街地を含む居住誘導区域等に住宅を取得された方や賃貸住宅へ入居された方に「マイホーム取得支援事業補助金」や「若年夫婦、子育て世帯及び新卒者等家賃補助金」を交付しております。</p>

5	E	<p>宇都宮市がコンパクトシティ・スマートシティを目指しても、県が美術館等の重要施設を郊外に点在させてしまうと意味がなく、また、自家用車を持たない高齢者や障がい者等の交通弱者にとっては使いにくい。市と県で共通の理念を持って協業してほしい。</p>	<p>県立美術館や県立図書館につきましては、県都にふさわしい「文化と知の拠点」になるよう、本市のまちづくりとの整合を図りながら、栃木県において検討を進めていただくことを期待しております。</p> <p>いただいた御意見は、施設等を利用する皆様のニーズの一つとして、栃木県に情報提供いたします。</p>
6	E	<p>中高層ビルを建てることを想定しているようであるが、ラジオやテレビの電波がどこでも届くように配慮してほしい。特に大規模災害が起きた場合、ラジオやテレビ電波の受信環境が悪いと非常に問題がある。</p>	<p>高層建築物を建築する場合の電波伝搬障害については、電波法による防止制度に加え、「宇都宮市中高層建築物の建築に関する指導要綱」を定め、電波障害を生じる恐れがある場合においては、建築主が共同受信施設の設置等の必要な措置を講じるよう、事業者等に対して適切な指導を行っております。</p>